

## 官報原稿の送付等に関する要綱

(趣旨)

第1条 官報原稿の送付等は、この要綱の定めるところにより行うものとする。

(官報報告主任)

第2条 官報原稿の送付等に関する事務を行う官報報告主任には、総務部文書課長をもって充てる。

(官報原稿の官報報告主任への送付)

第3条 主務課長は、次の表の左欄に掲げる掲載事項について官報掲載を希望するときは、同欄に掲げる掲載事項の区分に応じ、同表の右欄に掲げる様式により作成した原稿4部を決裁文書とともに官報報告主任に送付しなければならない。

掲 載 事 項	官報原稿の様式
1 地方自治法第14条第2項に規定する条例 地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第2項に規定する条例の制定又は改廃（条例の制定又は改廃が全国的にも影響するところが大きく、特に掲載の必要があるものに限る。）	様式第1号
2 地方税 地方税法（昭和25年法律第226号）第19条第3号から第8号までに掲げる処分についての審査請求があった場合又はその審査請求に対する裁決をした場合におけるその要旨	様式第2号又は様式第3号
3 選挙 知事の選挙の結果	様式第4号
4 住民投票 地方自治法（昭和22年法律第67号）第261条の規定による住民投票の経過及び結果	様式第5号
5 人事異動 (1) 副知事、会計管理者及び部長 (2) 議会の議長及び副議長並びに事務局長 (3) 教育委員会の教育長及び委員 (4) 選挙管理委員 (5) 監査委員、人事委員会の委員、労働委員会の委員及び収用委員会の委	様式第6号 様式第7号又は様式第6号 様式第8号又は様式第10号 様式第9号 様式第8号若しくは様式第10号 又は様式第6号

員並びにこれらの事務局の長 (6) 公安委員会の委員 (7) 公営企業管理者 (8) 下水道事業管理者	様式第8号又は様式第10号 様式第6号 様式第6号
6 事務所 主たる事務所の設置又は所在地の変更	様式第11号

(注) 上記様式を用いる際は、「様式第〇号(第3条関係)」の文言は入れないこと。

(官報原稿の国への送付)

第4条 官報報告主任は、前条の官報原稿の送付を受けたときは、当該原稿を審査した後、原稿1部を原本として保管し、残り3部に依頼文を付して速やかに総務省大臣官房総務課長に送付しなければならない。

(官報掲載事項の訂正)

第5条 主務課長は、官報に掲載された事項に誤りを発見したときは、直ちにその旨を官報報告主任に通知しなければならない。

2 官報報告主任は、前項の通知を受けたときは、速やかに総務省大臣官房総務課長に対し、その誤りの訂正に必要な手続を執らなければならない。

(職員録掲載事項の報告)

第6条 人事課長は、独立行政法人国立印刷局から職員録掲載事項に係る資料の提出について依頼を受けたときは、当該資料を送付しなければならない。

(市町村の官報原稿等についての準用)

第7条 第4条及び第5条の規定は、市町村長からの依頼に係る官報原稿等の取扱いについて準用する。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。



様式第二号（第三条関係）  
（審査請求があつた場合）

埼玉県

○ 地方税

× × 税について、次のとおり審査請求があつた。

- 一 審査請求人の住所及び氏名
- 二 審査請求があつた日
- 三 審査請求の目的となつた処分
- 四 審査請求の概要
- 五 関係地方公共団体名
- 六 その他必要な事項

様式第三号（第三条関係）  
（審査請求に対する裁決をした場合）

埼玉県

○ 地方税

×月×日第×号紙に掲載された審査請求について次のとおり裁決

- 一 審査請求人の住所及び氏名
- 二 審査請求があった日
- 三 審査請求の目的となつた処分
- 四 関係地方公共団体名
- 五 裁決の日
- 六 裁決の内容
- 七 その他必要な事項



様式第五号（第三条関係）

○住民投票

×年×月×日地方自治法第二百六十一条の規定により行われた

投票の経過及び結果は、次のとおりである。

一 経過

二 結果

賛成者数	投票者数	有権者数	反対者数
・	・	・	・
・	・	・	・
・	・	・	・
・	・	・	・
・	・	・	・

・ ・ ・ ・ ・  
（ ・ ・ ・ ・ ・ ）  
氏 氏  
名 名

注意

1 発令年月日順に記載することとし（同順に辞職が含まれる場合は辞職を先行させる。）同一月日の発令者が二人以上にあたる場合には発令月日の記載を（以上×月×日）とする。

2 職員がその意により退職した場合は、上段の記載を「辞職」とする。

3 旧職が第三条の表第五項各号に掲げる職でない場合は、下段は職員等（旧職が一般企業等の場合は空欄とする。）とし、（ ）を付さずに記載する。職は、ただし、各省から採用され、その者が本省の課長相当職以上でない者については、××事務官又は××技官として（ ）を付して記載する。

4 同じ表現や役職が連続する場合は「同」を使用する。

5 「〇〇事務取扱」等は掲載できない。

6 役職が「〇〇兼××」等の場合は、〇〇部分だけを記載し、××部分は削る。



様式第七号（第三条関係）

埼玉県

○議長（副議長）選挙

○議長（副議長）は、×月×日辞职し、（欠員であったところ）、×月×日次の者が選挙された。

注意

- 1 一（）は前任者が退職してから後任者が任命等されるまで二日以上期間があった場合に記載する。
  - 2 異動日が同じ月であれば「×月×日辞职し、同月×日」とする。
- また、同日であれば「×月×日辞职し、同日」等とする。

様式第八号（第三条関係）

埼玉県

○××委員会委員（教育委員会教育長・監査委員）任命（選任）  
○〇〇〇〇委員（教育長）は、×月×日任期満了し（辞職し・失職し  
・罷免され）一（、欠員であったところ）、×月×日次の者が任命二（選  
任）された。

××委員会委員（教育委員会教育長・監査委員）氏 名  
注意 1

1 一（）は前任者が退職してから後任者が任命等される  
まで二日以上期間があった場合に、二（）は監査委員及び  
人事委員会委員の異動の場合に記載する。  
2 異動日が同じ月であれば「×月×日辞職し、同月×日」  
等とする。

3 また、同日であれば「×月×日辞職し、同日」等とする。  
二名の場合は「〇〇委員及び〇〇委員」と、三名以上  
の場合は「〇〇委員、〇〇委員及び〇〇委員」等とする。

様式第九号（第三条関係）

埼玉県

○選挙管理委員会委員選挙（補欠）

○委員は、×月×日任期満了し（辞職し・失職し・罷免され）  
一（、欠員であったところ）、×月×日次の者が選挙（補欠）された。

注意

- 1 一（）は前任者が退職してから後任者が任命等されるまで二日以上期間があった場合に記載する。
- 2 異動日が同じ月であれば「×月×日辞職し、同月×日」とする。
- 3 また、同日であれば「×月×日辞職し、同日」とする。
- 4 二名の場合は「○○委員及び○○委員」と、三名以上の場合は「○○委員、○○委員及び○○委員」等とする。
- 4 任期満了する前に選挙が行われた場合は「×月×日任期満了となるため、×月×日次のものが選挙された。」とする。

様式第十号（第三条関係）

埼玉県

○××委員会委員（教育委員会教育長・監査委員）再任

注意 ○○○委員（教育長）は、×月×日再任された。

合は「○○委員、○○委員及び○○委員」と、三名以上の場

様式第十一号（第三条関係）

埼玉県

○事務所

××年×月×日××を次の位置に設置した（変更した）。

注意 年月日は、事務所の位置を定める（変更する）条例の施行  
期日によること。